

甲第16号証

J R サービック労「申」第1号

2025年8月25日

株式会社関西新幹線サービック
代表取締役社長 小松 修治 殿

J R サービック労働組合
執行委員長 柳楽



2025年度労使関係、労働条件及び職場諸要求について

8月23日、第4回定期大会を開催し、組合員の意見から要求を取りまとめたので下記の通り申し入れる。よって、早急に団体交渉を開催し誠意ある回答を行うこと。

記

第1 労使関係

1. 労働協約の締結については、2023年8月18日に「発」第2号で締結を求めた。しかし、団体交渉さえも応じないことから、10月2日に大阪府労働委員会へあっせん申請を行った。このあっせんにより2回の団体交渉を行い議論を行ったものの、2024年2月19日の団体交渉において、「労使関係の基本である信頼関係がない」、「組合の詳細が判然としない」、「労働協約の内容に主体的な考えが見えない」として締結を拒否した。しかし、20回を超える団体交渉の開催が物語るように、この2年間において様々な議論をしてきたことから、会社はJS労を労働組合として重々認識しているはずである。したがって、早急に労働協約の締結に向けた団体交渉を開催すること。
2. 組合掲示板の設置に関しては、2024年6月25日に「申」第5号により設置を求めた。しかし、9月3日に開催した団体交渉において、「労働協約を締結していない」、「一つの事業所に組合員が10名以上在籍していることを示していない」との理由から設置を拒否した。しかし、同一企業内に複数の労働組合が併存する場合には、各組合はそれぞれ独自の存在意義を認

められ、固有の団体交渉権及び労働協約締結権を保障されており、使用者は労使関係のすべての場面で、中立的態度を保持し、その団結権を平等に承認、尊重しなければならないと判例が示しており、労働協約の締結や組合員数を組合掲示板設置の条件にすることは労働組合を弱体化させようとする行為に他ならぬとの判例も存する。したがって、早急に組合掲示板を各事業所に設置すること。

第2 事業所共通

1. 基準労働時間7時間45分の社員の年間休日数（113日）を120日とすること。
2. 希望する契約社員を全て正社員とすること。
3. 希望する65歳以降の社員を5年契約で70歳まで雇用すること。
4. 準夜勤手当（1勤務400円）を新設すること。
5. 更衣時間（10分）を労働時間とすること。
6. 休日出勤が発生しないよう要員を確保すること。
7. 住宅関連手当を以下の通り新設すること。
 - (1)住宅手当を10,000円とすること。
 - (2)住宅補給金を上限40,000円とし家賃の50%とすること。
8. 猛暑日手当/日（1,000円）を新設すること。
9. 就業規則を個人配布すること。
10. 各事業所の各詰所にウォーターサーバーを設置すること。
11. 熱中症対策として希望者に冷感ベスト、ベルトファンやクールネックを早急に貸与すること。
12. 各事業所の各寝室及び詰所に「空気清浄機」を設置すること。
13. 接客業務に従事する社員へもスニーカーを貸与すること。
14. 接客業務に従事する社員の夏用制服貸与枚数を6枚とし、ワイシャツも同数貸与すること。
15. 接客業務に従事する社員の制帽を夏季期間中は省略すること。

第3 鳥飼事業所

1. 自販機の値段を下げるのこと。
2. 日床従事者用の長ぐつ置場を設置すること。

3. 作業用手袋(ゴムの背抜き手袋)を配布すること。
4. 庫のリネン台の位置を統一すること。
5. 一方的な休日予定日の変更、休日勤務の指定はやめること。必ず、本人の同意を得ること。
6. 連続作業は最大で3本までにすること。夏季（6月～10月）は2本までにすること。
7. グリーン車用の掃除機をサイクロン式も併用すること。
8. 床下の中間号車にもスポットクーラーを設置すること。
9. 番線移動を極力減らすために、作業ダイヤを工夫すること。
10. 外部作業用の空調服は使用するバッテリーが大きく重く実用性がないため小型のバッテリーも用意すること。
11. 詰め所に設置されている冷水器を定期的に清掃すること。
12. 前日の勤務表の張り出しを復活させ、勤務変更をした場合は、お助けマンに反映させること。
13. 変更されたスニーカーが合わず足に不具合が生じている社員がいることから、足長、足幅、足周（ワイス）から選択できるようにすること。また、自前での購入を認め、掛かる費用を支給すること。
14. 各番線の各ユニットにスポットクーラーを設置すること。

第4 新大阪第一事業所

1. サービスデッキに数ヶ所設置しているデジタル温度計は40度以上を表示し一時的には42度超えている。会社は年間通しての庫内温度は把握しており、熱中症対策の観点から現行の大型扇風機から大型冷風扇若しくは、スポットクーラーを設置すること。
2. シャワー室の排水口内にコバエが死んでいる。衛生上問題であり清掃作業内容を見直すこと。

第5 新大阪第二事業所

1. 20番線東詰所のエアコンの効きが悪い、熱中症対策の観点から早急に取り替えること。
2. 車両清掃作業者に命じてあるホーム清掃等の指示作業を、熱中症対策の観点から夏場は省略すること。

3. 車両清掃の18分作業終了時に、奇数号車担当が1人でゴミカート2台と、車内で発生したゴミ袋をホームに降ろし運搬している。ホーム上に並んでいる旅客に接触の恐れがあり、一時的に点字ブロックを防ぐことになるので降車時に人員を配置すること。
4. 寝室の壁に発生しているカビの改修工事を早急に行うこと。
を行うこと。
5. 介泊1及び介泊2の作業ダイヤの休憩時間を以下の通り変更すること。
『介泊1』 I : 15時00分～15時30分→15時00分～15時20分
II : 17時30分～18時30分→18時00分～19時00分
III : 0時10分～5時40分→0時00分～5時40分
『介泊2』 I : 14時30分～15時00分→14時40分～15時00分
II : 23時50分～5時30分→23時40分～5時30分
6. 女性休養室にトイレを新設すること。
7. 介助スタッフが作業に必要な「業務携帯電話及び放送マイク」等、収納出来るサブバックを貸与すること。
8. 介助スタッフの休養室及び詰所の食器乾燥器を更新すること。
9. 介助スタッフの休養室「食事スペース」の椅子を更新すること。

第6 京都事業所

1. 駅清掃の連続一交を解消すること。
2. 女性用更衣室が狭いため、ロッカー使用時に労災が発生する。早急に更衣室を拡大するか、更衣室を1グループと2グループに分けること。女性更衣室内に寝室を作ること。
3. サポート室と案内所の冷蔵庫を大型化すること。
4. サポート室と案内所の電子レンジを更新すること。
5. 案内所内でコバエが発生し不衛生であり早急に対策を取ること。
6. 防寒対策として業務用の厚手の白手袋を貸与すること。

以上